諮問番号：令和６年度諮問第３０号

答申番号：令和７年度答申第　８号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

大阪府知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和３年１０月１５日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号。以下「法」という。）第１１条に基づく特別児童扶養手当不支給処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

令和３年４月が審査請求人の子の療育手帳の更新月なので、審査請求人の配偶者が２月３日に大阪府○○子ども家庭センターに対象者を連れて検査を受け、新しい写真も用意し、申請書類を提出した。○○市（以下「Ａ市」という。）に療育手帳が届いていることは、特別児童扶養手当が振り込まれていないことではじめて知った。審査請求人には特別児童扶養手当の継続的な受給実績があり、更新された「療育手帳」がＡ市の福祉課に届いている事実からも、審査請求人に更新の意思があることは明らかである。

Ａ市の福祉課は「療育手帳」を受け取りにきていない事実を知りながらも、それに対して電話もしくは再通知などの対応を行っていない。

Ａ市福祉課が主張する「郵便での通知」に対して、審査請求人は該当する郵便物を確認できていない（届いていない）。郵便物の誤配はよくあることであり、通知したにもかかわらず療育手帳がＡ市に残っているのであれば、電話一本するくらいの配慮をしてくれればよいのに、Ａ市福祉課の担当者は、「府の事業を市が代行している」という大阪府に責任転嫁するような回答であった。

今回、情報提供されたＡ市の回答を見ても、受け取りに来ない場合の再案内は行っていないと書いてあった。府の事業を代行しているとしても、窓口としてどこまで責任を持って行っているのか。色々な状況の方がおられるのだから、もう少し配慮が必要だと思う。行政サービスとしていかがなものかと憤りを感じる。療育手帳を受け取りに来ていない事実を知りうるのはＡ市であり、受け取りの督促を行わないのは職務怠慢である。

審査請求人は、「療育手帳」がＡ市の福祉課に届いている事実を知らないため、その後の手続き（特別児童扶養手当等）を行う機会を喪失させられた。

幼稚園の頃から特別児童扶養手当の認定を受けてずっと支給されてきたものが、そのときだけ申請できず途切れたため、審査請求人の配偶者もショックを受けていた。

以上のとおり、本件処分は違法不当であり、取消しを求める。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）審査請求人は、手当不支給の理由が、「提出期限までに障がい判定書類の提出がなかったため」とあるのに対して、「郵便での通知に対し該当する郵便物は確認できておらず、更新された療育手帳がＡ市に届いている事実を知らなかったため、手続きを行う機会を喪失させられた。」と主張している。これに対して、処分庁の弁明書及び提出資料によると、審査請求人あてに、令和２年１２月２１日に提出期限を令和３年３月３１日とした「特別児童扶養手当の有期再認定に係る診断書等の提出について」を特定記録郵便で送付し、また、令和３年３月１６日に、Ａ市から審査請求人あてに「療育手帳の交付について」及び「特別児童扶養手当の有期再認定請求書等の提出について」を普通郵便で送付していることが認められる。

このうち、令和２年１２月２１日に特定記録郵便で送付した「特別児童扶養手当の有期再認定に係る診断書等の提出について」には、特別児童扶養手当における有期認定の取扱いについて（令和元年５月３１日障発０５３１第４号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。）及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律における有期認定の障害認定診断書の取扱いについて（平成２３年１月１１日障発０１１１第７号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「課長通知」という。）で示されている内容が記載されていることが確認できる。また、当該特定記録郵便については、「書留・特定記録郵便物差出票・受領証」により、差し出された事実の他、Ａ市から○○郵便局への電話聴き取りにより、同年１２月２２日に受取人である審査請求人宅へ投函されたことが確認できる。

一方、審査請求人が「該当する郵便物は確認できていない（届いていない）」と主張する、令和３年３月１６日に普通郵便で送付したとされる、「療育手帳の交付について」及び「特別児童扶養手当の有期再認定請求書等の提出について」は、審査請求人に届いているか否かを確認することは不可能であるが、送付したＡ市に郵便物が還付されておらず、かつ、それまでにＡ市から複数回にわたり審査請求人に郵送した普通郵便による文書についても還付された事実は認められていないことから、当該普通郵便物は審査請求人宅に配達され、審査請求人が受領し得る状態におかれたものと推認される。

（２）審査請求人は、療育手帳の更新について、令和３年４月が更新月なので、同年２月３日に大阪府○○子ども家庭センターに申請書類を提出したが、その後令和３年３月１６日に、Ａ市から送付された療育手帳の交付に関する案内を受領しておらず、療育手帳がＡ市に届いている事実を知らなかったため、有期再認定請求の手続きを行う機会を喪失させられた、と主張している。

しかしながら、仮に何らかの事情により普通郵便の誤配達等により同案内を受領していないことが事実であったとしても、前記（１）のとおり部長通知及び課長通知で示されている内容が記載された特定記録郵便は令和２年１２月２１日に送付されていると認められることから、その後有期期限の令和３年３月から５か月後の同年８月に、特別児童扶養手当の令和３年８月定時払の振り込みがなかったこと、及び療育手帳の更新手続きの進捗状況についてＡ市に尋ねるまで、療育手帳の更新手続の進捗状況についての確認がなされず、有期再認定請求書等が提出されなかったことは、課長通知に定める、「命令したにもかかわらず正当な理由がなく指定した期限までに障害認定診断書の提出がない者については、有期認定の終期の月の翌月から手当を支給しない処分を行うこと。」に該当するものと言わざるを得ない。

また、審査請求人が主張している、審査請求の理由に記載の郵便物の誤配等についても、それを裏付ける資料等の提出もなく、ゆえに有期期限内に診断書等を提出することが遅れたことに正当な理由があったとは認定できない。

以上のとおり、処分庁が行った本件処分は法令等に基づいてなされたものであり、違法又は不当な点は見当たらない。また、手続きにおいても不公正な点や不備は認められない。

（３）上記以外の違法性又は不当性について

　　　他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（４）付言

審査請求人は、Ａ市は「療育手帳」を受け取りに来ていない事実を知りながらも、電話もしくは再通知などの対応をしなかったため、「療育手帳」が届いている事実を知らず、結果、有期再認定請求の手続きを行う機会を喪失させられた、と主張している。この点についてＡ市は、それまで療育手帳を受け取りに来られないことはなかったため、令和３年３月１６日に療育手帳の受取りと特別児童扶養手当の手続き案内を普通郵便で送付した後、同年８月１７日に同手帳を交付するまで、確認は出来ていなかったとし、Ａ市における療育手帳の受取り確認がなされていなかったことが、本件有期再認定請求が遅延した一因と認められる。

そこで、療育手帳の送付方法と請求人が一定期間、療育手帳の受取りに来られない場合の対応について、今後は、特別児童扶養手当の支給に影響する療育手帳の受取り案内等については、送付記録が残るよう工夫するほか、一定期間を経過しても受取りがされていないなど、特別児童扶養手当の支給に影響する療育手帳がある場合は、療育手帳の担当者と特別児童扶養手当の担当者の間で連携しながら、適宜、案内や受取り督促を行うなどして、きめの細かい住民サービスに努めるよう、付言する。

**第４　調査審議の経過**

令和７年２月　６日　　諮問書の受領

令和７年２月　７日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：２月２１日（審査請求人

提出：令和７年２月１８日付け）

口頭意見陳述申立期限：２月２１日（審査請求人

申立：令和７年２月１８日付け）

令和７年３月２１日　　第１回審議

令和７年３月２４日　　審査会から処分庁に対して回答の求め（回答書：令

和７年３月２８日付け〇障第５７４０号）

令和７年４月１８日　　第２回審議・審査請求人口頭意見陳述

令和７年５月２８日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。」と定めている。

（２）法第５条第１項は、「手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（中略）の認定を受けなければならない。」と定めている。

（３）法第５条の２第１項は、「手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と、同条第２項は、「受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後１５日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。」と定めている。

（４）法第１１条は、「手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。　一　受給資格者が、正当な理由がなくて、第３６条第１項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。（後略）」と定めている。

（５）法第３５条第１項は、「手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、行政庁に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。」と定めている。

（６）法第３６条第１項は、「行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。」と定めている。

（７）法第３８条第１項は、「特別児童扶養手当の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。」と、第３９条の２は、「この法律（中略）の規定により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第２条第９項第１号に規定する第１号法定受託事務とする。」と定めている。

（８）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和５０年政令第２０７号）第１３条は、「法第３８条第１項の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（特別区の区長を含む。）が行うものとする。　一　法第５条に規定する認定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務（中略）三　法第３５条に規定する届出等の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務」と定めている。

（９）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第３における障害の認定について（昭和５０年９月５日児発第５７６号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）は、２において「障害の認定については、次によること。」とし、（１）から（６）を挙げた上で、その（２）において「障害の程度は、令別表第３に定めるとおりであり、国民年金法（中略）による障害程度の１級及び２級に相当するものであること。」と、また、「４　障害の認定に係る診断書等について」において（１）から（５）を挙げた上で、その（３）において「障害児が療育手帳制度要綱（中略）による療育手帳の交付を受けているときの取扱いについては、障害の程度が「Ａ」と記載されているものは令別表第３の１級に該当するものとして認定してさしつかえないこと。（後略）」と記している。

（１０）部長通知は、特別児童扶養手当の有期認定について「（前略）２　次に掲げる事項を記載した通知書を当該受給者に対し、交付すること。　（１）受給資格の認定期間　（２）認定期間後も引き続いて手当を受けようとする場合の手続き　（３）その他必要な事項　３　通知書作成上の注意事項　（１）受給資格の認定期間　認定の始期及び終期の月を記載すること。　（２）認定期間後も引き続いて手当を受けようとする場合の手続き　（ア）障害認定診断書の提出期限（認定の終期の月）を記載して、その提出を求めること。（イ）障害認定診断書提出の提出先を明示すること。（ウ）障害認定診断書の診断年月日は、原則として提出期限の月又はその前月中のものであること。（後略）」と記している。

（１１）課長通知は、「今般、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（中略）における有期認定の障害認定診断書の取扱いについて、次のとおり定めた（中略）１　再認定に係る障害認定診断書の提出期限が到来する受給資格者に対しては、再認定月の概ね１か月前に法第３６条第１項の規定に基づき文書をもってその提出方を命ずること。この場合、正当な理由がなく書類を提出しないときは、法第１１条（中略）の規定により手当の支給を受けることができなくなる旨を付記すること。（中略）２　命令したにもかかわらず正当な理由がなく指定した期限までに障害認定診断書の提出がない者については、有期認定の終期の月の翌月から手当を支給しない処分を行うこと。（後略）」と記している。

（１２）特別児童扶養手当に関する疑義について（平成２８年６月１５日障企発０６１５第３号、改正平成３０年８月１日障企発０８０１第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）別紙第四問３答は、有期認定の期限後の手当の取扱いについて、「有期認定の際の診断書の提出について、正当な理由がなく提出が遅れた場合は、診断書が提出されるまでの間、法第１１条の規定による支給停止処分を行う。その後、診断書が提出され、受給資格を満たしていると判断される場合は、その提出した日の属する月の翌月から手当を支給する。」と記している。

（１３）「特別児童扶養手当支給事務の手引き」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課作成。以下「手引き」という。）においては、法第１１条第１号の「正当な理由」について、「その者の置かれた状況等を十分勘案の上判断する。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和２年１２月１８日付けで、処分庁は審査請求人に対し、「特別児童扶養手当の有期再認定に係る診断書等の提出について」により、令和３年３月３１日を提出期限として障がい判定に関する書類を提出するよう通知した。

本通知は審査請求人の居住するＡ市を通じ、令和２年１２月２１日、特定記録郵便で審査請求人に送付された。

（２）令和３年２月３日、審査請求人の配偶者は処分庁において審査請求人の子に係る療育手帳の更新申請を行った。当該療育手帳には対象児童について、総合判定が「Ａ」と記載されている。

（３）令和３年３月１６日、Ａ市は処分庁から療育手帳が送付されたことを受け、審査請求人あてに、「療育手帳の交付について」及び「特別児童扶養手当の有期再認定請求書等の提出について」を普通郵便で送付した。なお、当該郵便物はＡ市に還付されていない。

（４）令和３年８月１７日、審査請求人の配偶者がＡ市に来庁し、特別児童扶養手当の８月定時振込がなかったこと及び療育手帳の更新状況についてＡ市担当者に確認を行った。その際、Ａ市担当者は、療育手帳の受け取りを郵便で通知したがまだ受け取られていないこと、特別児童扶養手当の有期再認定申請が行われていない旨を説明した。同日、審査請求人の配偶者は療育手帳を受け取った上で、その写しを添付して特別児童扶養手当の有期再認定申請を行った。

（５）令和３年８月３０日、処分庁はＡ市より申請書一式を受領した。

（６）令和３年１０月１５日付けで、処分庁は本件処分を行った。本件処分の通知書の表題は「特別児童扶養手当不支給処分通知書」となっており、内容は「不支給処分の期間　令和３年４月から令和３年８月まで」、「不支給処分の理由　提出期限（令和３年３月末）までに障がい判定書類の提出がなかったため。」と記載されており、備考欄は空白であるが、備考欄下部の教示文の中に「あなたは、（中略）〔法〕第１１条第１号の規定により、上記のとおり不支給処分となりましたので通知します。（後略）」と記載されている。

（７）令和３年１１月２９日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）法第１１条は、「手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。　一　受給資格者が、正当な理由がなくて、第３６条第１項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。（後略）」と定めており、また、課長通知は、「（前略）１　再認定に係る障害認定診断書の提出期限が到来する受給資格者に対しては、再認定月の概ね１か月前に法第３６条第１項の規定に基づき文書をもってその提出方を命ずること。この場合、正当な理由がなく書類を提出しないときは、法第１１条（中略）の規定により手当の支給を受けることができなくなる旨を付記すること。（中略）　２　命令したにもかかわらず正当な理由がなく指定した期限までに障害認定診断書の提出がない者については、有期認定の終期の月の翌月から手当を支給しない処分を行うこと。（後略）」と記している。

（２）本件において審査請求人に「正当な理由」があると言えるかについて検討する。

手引きにおいては、法第１１条第１号の「正当な理由」について、「その者の置かれた状況等を十分勘案のうえ判断する」と記されている。

審査請求人は、手当不支給の理由が、「提出期限までに障がい判定書類の提出がなかったため」とあるのに対して、郵便での通知に対し該当する郵便物は確認できておらず、更新された療育手帳がＡ市に届いている事実を知らなかったため、手続きを行う機会を喪失させられたと主張している。

この点、処分庁の弁明書及び提出資料によると、処分庁は審査請求人あてに、令和２年１２月２１日に、提出期限を令和３年３月３１日とした「特別児童扶養手当の有期再認定に係る診断書等の提出について」を特定記録郵便でＡ市を経由して送付し、審査請求人は令和３年２月３日に処分庁に対し療育手帳の申請をしたことが認められる。

（３）一方で、令和３年３月１６日に、Ａ市は審査請求人あてに「療育手帳の交付について」及び「特別児童扶養手当の有期再認定請求書等の提出について」を普通郵便で送付したことが認められるが、審査請求人は該当する郵便物は確認できていないと主張している。当該普通郵便の審査請求人への到達については記録がなく、送付したＡ市に郵便物が返送されておらず、かつ、それまでにＡ市から複数回にわたり審査請求人に郵送した普通郵便による文書についても返送された事実は認められていないこと、また、郵便物の誤配達等について裏付ける資料等の提出もないことから、当該普通郵便は審査請求人宅に配達され、審査請求人が受領し得る状態におかれたものと判断せざるを得ない。

　　　仮に誤配達等の事情により審査請求人が同案内を受領していないことが事実であったとしても、前記（１）のとおり部長通知及び課長通知で示されている内容が記載された特定記録郵便は令和２年１２月２１日に送付され、翌２２日に審査請求人宅に投函されたことが確認されていることから、審査請求人は少なくとも申請期限については認識していたのであって、その後、有期期限の令和３年３月から５か月後の同年８月に、特別児童扶養手当の令和３年８月定時払の振り込みがなかったこと、及び療育手帳の更新手続きの進捗状況についてＡ市に尋ねるまで、審査請求人より療育手帳の更新手続の進捗状況についての確認がなされず、有期再認定請求書等が提出されなかったことは、課長通知に定める、「命令したにもかかわらず正当な理由がなく指定した期限までに障害認定診断書〔局長通知において、障害の程度が「Ａ」と記載された療育手帳の交付を受けている場合は、当該療育手帳をもって特別児童扶養手当の支給対象となる障害の程度と認定してさしつかえないとされている〕の提出がない者については、有期認定の終期の月の翌月から手当を支給しない処分を行うこと。」に該当するものと言わざるを得ない。

また、審査請求人が主張している郵便物の誤配達等についても、それを裏付ける資料の提出もなく、これらの状況を総合的に勘案すると、有期期限内に障がい判定書類を提出することが遅れたことに正当な理由があったとまでは認定することができない。

以上のとおり、処分庁が行った本件処分は法令等に基づいてなされたものであり、違法又は不当な点は見当たらない。また、手続きにおいても不公正な点や不備は認められない。

（３）上記以外の違法性又は不当性について

　　　他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（４）したがって、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第４５条第２項の規定により、棄却すべきである。

**第６　付言**

　本件処分に係る当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

審査請求人は、Ａ市は「療育手帳」を受け取りに来ていない事実を知りながらも、電話もしくは再通知などの対応をしなかったため、「療育手帳」が届いている事実を知らず、結果、有期再認定請求の手続きを行う機会を喪失させられた、と主張している。

この点、当審査会からＡ市に対し、特別児童扶養手当の受給を申請するにあたって必要となる療育手帳その他の障がい判定資料について、通知を行っても受け取りがされない場合の取扱い及び本件対応がそれに沿ったものであったのかどうかについて質問したところ、Ａ市の回答は、療育手帳の交付通知を送付した後、受け取りに来られない方への再案内は行っていないというものであった。

しかし、療育手帳は処分庁からＡ市に送付されており、審査請求人の主張するとおり、申請者が受け取りに来るまではＡ市が保管していたものである。

Ａ市長が法制度上、特別児童扶養手当の支給の事務の一部を行う地位にあること、特別児童扶養手当が精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図る制度であることに鑑みれば、Ａ市においては、療育手帳の受取案内について、送付記録が残るよう工夫するほか、申請人が一定期間、療育手帳の受け取りに来ない場合には、療育手帳の担当者と特別児童扶養手当の担当者の間で連携しながら、適宜、案内や受け取りの督促を行うなどして、きめ細かい住民サービスに努めるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）一高　龍司

委員　　　　　渋谷　麻衣子

委員　　　　　酒井　貴子